

第11回 日本の性と「性教育」の歩み

—第二次大戦後の性教育と人々の性意識を中心に

なぜ、日本の性教育は国際的な動向とはかけ離れた事態におかれているのでしょうか。日本人の性に対する考え方や、性規範、結婚の仕方などは昔からこのようなものだったのでしょうか。ここで、簡単に歴史を振りかえって見ましょう。

* 日本の女性史や性の歴史に関する先行研究などによれば、日本では古代には、男女とも離婚や再婚という考え方はなく、生涯に何度も結婚したことや、その後の時代のように、女性だけが一人の夫に尽くさなければならないというような考え方はなかったと言われます。8世紀ごろまでの社会では、男が女の家を訪ねる「妻問い婚」が主流で、男女ともそれぞれの生家に属したまま、交際し、子どもが生まれたら、その子は女性の家族の中で育つのが一般的でした。

大和朝廷が7世紀に中国の政治制度を参考に始めた**律令制**では、役人は男性に限られ、女性は後宮に仕える女官だけとなりました。兵役もすべて男子の仕事となり、班田収授法によって与えられた口分田の面積は、女性は男性の3分の2というものでした。中国の律令制では、女性には全く与えられなかったことから考えると、当時の男女平等的な日本社会を反映し、格差はつけても全く無しとはできなかったのでしょうか。律令制でつくられた戸籍は、家父長を中心とした父系の大家族として書かれています。実際には、そのような大家族は存在しなかったと言われています。庸や調として納める布のほとんどは、女性たちの労働で出来上がっているのに、家長の男性の名前でこれらの税は納められるなど、**次第に女性は社会的劣位に置かれるようになります。**

* 12世紀に入り、平安時代も終わりごろになると、**結婚の仕方も、女が男の家のほうに行って、生活を共にするという方式に変わり始めます。**まだ、夫の両親と同居するわけではなく、夫の家が用意した屋敷に夫婦で暮らすのですが、「妻問い婚」とは、明らかに異なります。文献に残っているような上流階層では、持ち寄った財産を二人で管理、運営し、子どもを産み育てるので、女性も大きな権限を持つようになりました。夫が亡くなると、残された妻は後家といわれ、その家を引き継ぎます。夫の領地などの財産をすべて管理し、対外的にも家長とみなされました。鎌倉・室町時代には、女性も生家の氏を名乗り、家産も相続できたので、女性は母となり、後家となることで、大きな権力を得ました。鎌倉幕府初代将軍源頼朝の妻、北条政子もその一人です¹⁾。

乱世の戦国時代を経て、江戸時代に至ると、士農工商という厳格な身分制度が確立し、身分や階層ごとに結婚の仕方や性のあり方に違いが生まれます。

19世紀（江戸時代後期～明治30年頃まで）の日本人の性意識と性教育には大きな3つの流れがあったと考えられます²⁾。

第一は、武家社会維持のため正規の結婚には極度の統制を受けているが、それ以外の性関係にはほとんど制限を受けなかった男性と、これに従属する形で一方的に厳格な貞操を要求される女性という武家の性のあり方です。この男女による性道德のちがいと一夫多妻制は、1898年に施行された旧民法に受け継がれていきます。

第二は、若者組の統制の下で寝宿を中心に展開された村落社会における性のあり方です。中下層農民では恋愛結婚が主流であり、夜這い(妻問い婚の系譜)という習慣もありました。

第三は、村落社会における若者宿のような組織が欠落していた都市部の民衆の性意識と性教育です。ここで、それぞれを詳しく見ていく余裕はありませんが、明治維新以降の日本社会では、法制度(女性には参政権、相続権、親権がなかった旧民法や、墮胎罪、姦通罪などを規定する刑法等)や学校教育(高等女学校の家政、修身等)などを通じて、男女による性道德のちがいと一夫多妻制を容認する武家の性規範が全階層に及ぶようになります。

男の性的自由と女に対する貞節の要求という矛盾した性道德を成立させるため、遊郭は江戸時代に引き続いて社会制度上必須のものとして権力によって保護され、公認されていきます。政府に営業を認められて買売春を行う、いわゆる公娼制度の成立です。

また、江戸時代には、女色、男色という性のあり方の違いは認められていたことが知られています。しかし、江戸時代の公娼制度が男子の性欲を満たすためのものだったように、女色、男色も男子が女性と性的関係を持つのか、男性と性的関係を持つのかの違いを示していました。ですから、現在主張されているようなすべての人間の性的権利と平等な関係性を前提に「性の多様性」を認めるというものとは異なっていたと考えられます。

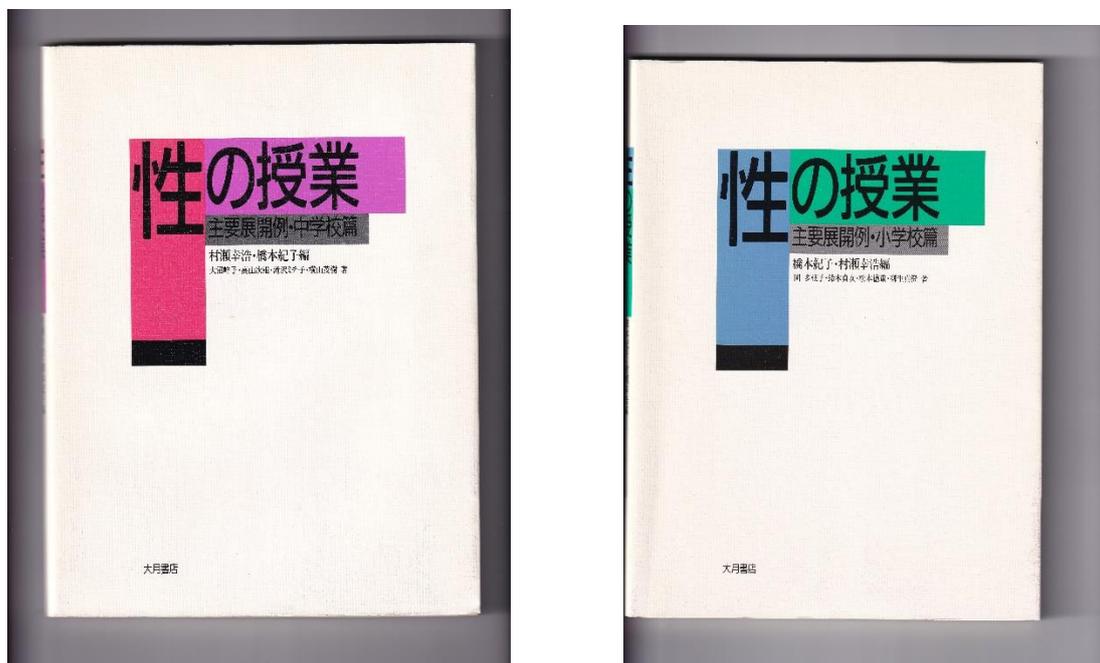
開国以来、欧米諸国への対面もあって、1872(明治5)年に娼妓解放令を出し、楼主は座敷を貸している(貸し座敷業)だけで、娼妓が自主的に売春をしているのだという体裁を取ったりしますが、実態は以前通りだったのです。そのため、キリスト教矯風会などを主な担い手とする廃娼運動が發展します。1920、30年代には一夫一婦制を前提にする恋愛結婚と男女を対象とする純潔教育がキリスト教信者たちを中心に主張されたりしますが、これは少数派でした。

***第二次大戦後**、まがりなりにも、男女共学制を導入し、性教育も1970年代には純潔教育から性教育へと進みます。

1949年の『中等学校保健計画実施要領(試案)』に準拠して作成された中学と高校の保健科の教科書では、「成熟期への到達」として性教育に関する内容が示され、1951年度から使用され始めました。1940~46年生まれの世代は、この教科書で学んでいますが、1956年の学習指導要領の改訂によって、性教育に関連する内容が簡略化されます。それでも、1970年代には高校保健で避妊、中学保健で性感染症の概要について記述されるようになります。

エイズ予防対策という課題を抱えた90年代の日本の性教育はアジアでは進んでいる方で、教師たちは中学生に「性の不安と悩み」「性情報・性文化」「性の自立と家族」などと共

に、「性的欲求と性行動」「性交と避妊」「性感染症」など、2002年ごろから始まる性教育バッシングで攻撃された教育内容を実践し、蓄積してきました³⁾。



全国の先進的な教師たちの授業実践を集めてつくられた授業書、1993年発行
『性の授業 主要展開例・中学校篇』『性の授業 主要展開例・小学校篇』大月書店

当時の文部省も1999年には『学校における性教育の考え方進め方』を刊行し、性教育を推進する立場にあったのです。

ただし、私たちが戦後の性教育体験を世代別（第一世代1940-1946、第二世代1947-1956、第三世代1957-1965、第四世代1966-1977、第五世代1978-1986年生まれを対象）にインタビューした調査によれば⁴⁾、第五世代を除いて、中高時代の「性教育の記憶がない・あいまい」や「雨降り保健」だったからやっていないなどと言う証言が多く見られます。ここで詳述する余裕はありませんが、家庭科の女子のみ必修が強化されるようになる第二、第三世代の性教育は女子のみへの初潮教育・月経指導であり、多くの男子は放置されていました。

家庭科の相互乗り入れや、男女共修が始まり、体育の単位の男女差が解消され始めた以降の第四、第五世代では男子も性教育経験を語るようになります。このような教育現場の実態も考慮する必要がありますが、第五世代が中高生であった90年代には、日本の中学校で「性的欲求と性行動」や「性交と避妊」などを教えても罰せられるようなことはなかったのです。

また、韓国の小学校6年の保健の教科書に掲載されているような、人の性交場面も、人の生殖の始まりとして掲載され、小学校副読本として子どもたちに手渡されていました（次頁に写真掲載）。この他1990年代には、中学校副読本「おとなに近づく日々」東京書籍や、高校副読本「青年のためのヒューマンセクソロジー」一橋出版なども利用されていました。

さらに、戦後数年間に、諸分野での男女平等が法制度的に整備されましたが、性をめぐる部分では大きな問題を残したのです。避妊の「合法化」と教育の普及の前に、中絶の合法化が先行し、女性の身体に危険と負担を強いる中絶が、「産児調節」の主流の方法となっていきます。さらに、女性が主体的に避妊することのできる経口避妊薬ピルが解禁されたのは国連加盟国で最後の1999年でした。女性の体と心の痛みを顧みないこの国の精神風土が、太平洋戦争下で、日本の遊郭から集められた女性だけでなく、他国の女性たちにも大きな苦痛と被害を与えました。さらに、女性の人権の中核にある性的権利と健康を軽視する社会の風潮が学校性教育にも影響していると考えられます。

大急ぎで、日本の性と「性教育」の歩みをたどってみましたが、これらの歩みを振り返れば、日本社会が古代から男尊女卑的で、結婚の仕方も、夫の家に嫁入る、入籍するというものではなかったことがわかります。また、90年代には学校性教育も前進し、選択的夫婦別姓制度も進みそうな動向があったことなどが分かります。しかし、それが頓挫し、現在も夫婦同姓を強制する民法の下で、現在でも、96%の女性が自分の姓を捨て、夫の姓を名乗っています。それによって生じる不利益や煩雑な手続きなど、一切が女性に押し付けられたままです。

これらを、変えていくのは、現代を生きる私たちです。性教育を国際標準に引き上げるという課題と並行して、日本社会をジェンダー平等社会へと変革する課題をすすめる必要があるでしょう。今回は、これらの点について考えることにしましょう。

注

- 1) 文：野村育代、絵：石井勉『絵本 日本女性史』1巻、大月書店、2010年、
「女と男の時空」編纂委員会編『年表 女と男の日本史』藤原書店、1998年など参照
- 2) 橋本紀子・田中秀家「性意識と性教材の社会史」『叢書 産育と教育の社会史2 民衆のカリキュラム学校のカリキュラム』新評論、1983年。江戸時代の庶民の性に関しては、沢山美果子『性からよむ江戸時代—生活の現場から』岩波新書、2020年など参照。
- 3) 教員養成課程で「性」を正面から学んでこなかった教師たちに、性教育についての学習とすぐ使える授業実践例を提供する授業書として、1993年に、村瀬幸浩、橋本紀子編『性の授業 主要展開例小学校篇』『性の授業 主要展開例中学校篇』大月書店が刊行され、中国語にも翻訳され台湾の教師たちにも利用された。
- 4) 橋本紀子、長香織、森岡真梨他「日本の学校教育とジェンダー・セクシュアリティの形成」JASE『現代性教育研究ジャーナル』No.76, 2017年7月

参考文献

橋本紀子「道徳教育におけるジェンダー・セクシュアリティの問題—中学校『特別の教科道徳』の教科書分析を中心に—」藤田昌士・奥平康熙監修『道徳教育の批判と創造—社会転換期を拓く—』エイデル研究所、2019年